

農林水産省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 農林水産行政監察・評価本部の設置

農林水産省の業務全般について、特別の機関として独立性をもって業務監察、行政評価等を行う農林水産行政監察・評価本部を設置すること。
(第十二条関係)

第二 農林水産技術会議の廃止

農林水産技術会議を廃止すること。

(旧第十二条から第十六条まで関係)

第三 地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置すること。
(第十九条及び第二十二条関係)

第四 北海道農政事務所の分掌事務の見直し

北海道農政事務所の分掌事務について、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこと。
(第二十一条第一項関係)

第五 その他

一 この法律は、平成二十二年十月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を整備すること。